ホットな消費者ニュース

~あなたの地域の危ない商法・27年6月号



★水質検査を受けるだけのつもりが、高額な浄水器を買わされた。

・・・ 福岡市消費生活センター

(相談事例)

3日前、水道の水質検査と言って男性が訪問してきた。コップに水道水を注ぎ、何かの試薬を入れたとたん、水道水の色が変色した。事業者から「この水はよごれているので飲まない方がいい。」と言われ、不安になり40万円の浄水器を買ってしまったが、解約したい。(60代女性)

(処理結果)

訪問販売なので契約書を受け取って8日以内であればクーリング・オフ(無条件解約)できる事、クーリング・オフは書面で通知することを相談者に説明した。相談者はすぐにクーリング・オフを書面で通知し、併せて相談者からの依頼を受け、センターから事業者にクーリング・オフする旨連絡して了承された。後日、相談者からクーリング・オフに応じてもらえたとセンターに連絡があった。

(アドバイス)

訪問販売や勧誘の人が来たときには、すぐにドアを開けてはいけません。インターホンやドア越しに事業者名と 用件を確認し、必要がなければ、きっぱりと断り帰ってもらいましょう。

悪質な事業者は「健康に悪い」などと不安をあおり契約を急がせます。その場ですぐに契約しないで、家族や友人など周りの人に相談しましょう。

訪問販売で契約した場合、契約書を受け取った日を含めて8日以内は、クーリング・オフが可能です。 もし不本意な契約をしてしまったら、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

★中古車購入の契約は慎重に!!~できる限り自分の目で確認して契約しましょう~

・・・・飯塚市消費生活センター

(相談事例)

1年前に中古車販売店で、車種・その他の条件を指定して、中古車購入の契約をし、翌月からローンを組み支払うことにした。販売店からは、その条件にしたがって中古車オークションで仕入れたが、その車に故障があったため修理して納車すると言われ、代車を与えられた。

未だに納車されないのでキャンセルを伝えたが、売買契約は成立しているので代車代金を含めた違約金を払うよう要求された。車の代金は、信販会社から支払われているので、信販会社に事情を説明すると消費生活センターを紹介された。(21歳男性)

(処理結果)

相談者から事情を聞き、その相談内容を販売店に確認。納車すると約束して、1年も納車しないのは売買契約が成立しているとはいえ、約束が果たされておらず、違約金の請求をするのはおかしいのではないかと販売店と交渉した。販売店は非を認め無条件で解約となり、信販への既払金は信販会社から本人へ返金され解決した。

(アドバイス)

中古車は新車に比べ価格が安く気軽に契約できますが、車の状態や修理履歴などを店頭で自分の目でよく確認 して慎重に契約することが大切です。特に中古車オークションを利用する場合、落札前契約は自分の目で確認できないため、事例のようなトラブルが生じることがあります。

困った、おかしい、と思ったら最寄りの消費生活センターに相談してみることです。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)

久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)

飯塚市 0948-22-0857

宗像市 0940-33-5454 (第2・第4土曜日も電話相談可)

- *「消費者ホットライン」0570-064-370(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)
- *消費者ホットラインは、7月1日より「188 (嫌や! (イヤヤ!))」にかわります。